

建設工事の一般競争入札参加資格（技術者要件）の見直しに
ついて（お知らせ）

本市（上下水道局、公営競技局を含む）では、これまで、建設工事の一般競争入札を実施するにあたり、当該工事を行うために必要な資格として、配置予定技術者（監理技術者又は主任技術者）の要件を定めて公告し、入札前にすべての競争参加資格確認申請者について、資格の有無を確認していました。

この度、昨今の建設業法等の改正趣旨を踏まえ、法令の範囲内において適切に、かつ受注者の取りうる施工体制に応じて柔軟に技術者を配置できるよう、また、受注者、発注者双方の事務の簡素化等を図るため、原則として、事前の技術者要件の設定、競争参加資格確認申請時点での配置予定技術者の届出及び審査を廃止することとしましたので、お知らせします。

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 対 象 | 技術監理局契約課が実施する建設工事の一般競争入札を対象とします。（特別に資格、実績又は経験等を求める場合を除く。） |
| 2 | 実施方法 | これまで競争参加資格確認申請時に提出していただいていた「 一般競争入札提出書類（工事用） 」の作成（配置予定技術者の届出）を <u>不要</u> とします。 |
| 3 | 留意事項 | 受注者は、建設業法等関係法令を遵守し、請負代金額及び下請代金総額等に応じて適切に技術者を配置する必要があります。
入札への参加に当たっては、手持工事の状況や取りうる施工体制、適法な技術者を配置できること等を的確に把握し、施工可能なことを確認したうえで入札していただくようお願いします。
なお、落札決定後に技術者の配置ができない場合は指名停止等の措置を行うこととなりますので留意してください。 |
| 4 | 施行期日 | 令和7年2月1日
（この日以降に公告する工事から適用する。） |

【問合わせ先】

北九州市技術監理局契約部契約課
建築工事契約係・土木工事契約係
電 話 093-582-2256